

## 帰還便情報及び国境の再開予定

○昨1日夜、チュニジア運輸省は、フェイスブックにて、在外チュニジア人の当地への帰還便の更新情報を発表しました。昨日お伝えした情報から次が変更となっています。追加された当地行きの便は、7日ロンドン、8日ドーハ、9日コペンハーゲン、12日ドーハ、12日ドバイ、削除された便は、8日ロンドン、9日レイキャビクとなっています。

これに伴い当地発で如何なるフライトが運航されるのか、また、そのようなフライトに搭乗可能なのか等詳細は現段階では不明ですが、日本への帰国やチュニジアへのお戻りを検討されている方は、各航空会社や旅行代理店等に早めに相談や情報収集することをお勧めします。

出国される際は、各トランジット地ではトランジットエリア外に出ることができない場合や、PCR検査の陰性証明書が必要となる場合もあり得ます。また、スルーで預け入れ荷物が運ばれない場合、入国が許可されないために荷物を受け取ることができない場合もありますので、トランジット地を管轄する各日本大使館HP等で乗り継ぎの際の留意事項をご確認ください。帰国・出国される方及びお戻りになった方は当館へのご一報をお願いします。

チュニジアへのお戻りを検討されている方は、現在、当国には感染症危険情報レベル2（不要不急の渡航は止めてください）が出ている点にご留意願います。

○また、昨1日夕刻、首相府は国境の再開等を発表しました。

- ・6月4日から在外チュニジア人の退避を開始（再開）。帰国者は7日間ホテルで自己負担にて強制隔離、終了後さらに7日間の厳格な衛生管理に服する。
- ・6月4日から越県移動を許可。
- ・6月27日から陸海空の国境を再開。

なお、首相府は3日に、これら措置の詳細につき記者会見を行うとしています。

今後、商業便が再開される可能性があるため、フライト情報は航空会社や旅行会社に確認ください。

○現在、外国人（含む日本人）のチュニジア入国の取り扱いについては次のとおりです。

- ・短期滞在者の入国は禁止。退避便にも搭乗できない。
- ・滞在許可証（carte de sejour）所持の外国人は法律上入国可。退避便も利用可。（※日本人は現時点では主にチュニジア政府がアレンジする当地向け在外チュニジア人用の退避便が多く出発する欧州諸国に入国できず、同退避便のチケットが現地で購入できない状況で

すが、退避便が出発する欧州のチュニジア大使館に退避便登場希望者として登録し、空きがあればネット決済で航空券を購入できる場合があります。各国のチュニスエアやチュニジア大使館のフェイスブック等をご参照願います。）

・現在、チュニジア向け退避便等利用者は到着時に同ウイルス感染に係る陰性証明書の提示が求められています。なお、現在のところ、義務ではないため、陰性証明書がないことで入国が拒否されない事例もありますが、当局が同証明書の提示を求めていることにご留意ください。（自宅隔離を望む高齢者または持病者は同証明書を提出しなければならない）。

・原則、当局が指定する施設（ホテル）で2週間の隔離（運輸省は、6月4日から入国者に対し原則、当局が指定する施設（ホテル）で1週間の隔離（滞在費自己負担）続けて1週間の自宅における隔離措置を課すとしています。）

（チュニジア行きフライト）

●6月5日（金）

- ・ジュネーブ（スイス）-チュニス・チュニスエア
- ・パリ（フランス）-チュニス・チュニスエア
- ・リヨン（フランス）-チュニス・ヌーベルエア

●6月6日（土）

- ・モントリオール（カナダ）-チュニス・チュニスエア
- ・フランクフルト（ドイツ）-チュニス・チュニスエア

●6月7日（日）

- ・カサブランカ（モロッコ）-チュニス・チュニスエア
- ・モスクワ（ロシア）-モナスティール（ハビブブルギバ空港）ヌーヴェルエア
- ・パリ（フランス）-チュニス・ヌーヴェルエア
- ・マルセイユ（フランス）-チュニス・ヌーヴェルエア
- ・ロンドン（イギリス）-チュニス・チュニスエア

●6月8日（月）

- ・イスタンブール（トルコ）-チュニス・チュニスエア
- ・パレルモ（イタリア）-チュニス・チュニスエアエクスプレス
- ・ドーハ（カタール）-チュニス・カタール航空

●6月9日（火）

- ・キンシャサ（コンゴ）-チュニス・チュニスエア
- ・クウェート（クウェート）-チュニス・チュニスエア

・コペンハーゲン（デンマーク）-チュニス・ヌーベルエア

●6月12日（金）

- ・ナポリ（イタリア）-チュニス・チュニスエアエクスプレス
- ・ドーハ（カタール）-チュニス・カタール航空
- ・ドバイ（UAE）-チュニス・エミレーツ

●6月15日（月）

- ・カサブランカ（モロッコ）-チュニス・ヌーベルエア
- ・ンジャメナ（チャド）-チュニス・ヌーベルエア

（予定は急遽変更される可能性があります。）

（乗り継ぎの際の留意事項）

各大使館等 HP を参照してください。

在フランス日本国大使館

[https://www.fr.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/coronavirus\\_00029.html](https://www.fr.emb-japan.go.jp/itpr_ja/coronavirus_00029.html)

在カナダ日本国大使館

[https://www.ca.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/Covid19\\_20200330.html](https://www.ca.emb-japan.go.jp/itpr_ja/Covid19_20200330.html)

在イギリス日本国大使館

[https://www.uk.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/11\\_000001\\_00050.html](https://www.uk.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00050.html)

在スイス日本国大使館

[https://www.ch.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/coronavirus\\_ja.html](https://www.ch.emb-japan.go.jp/itpr_ja/coronavirus_ja.html)

在トルコ日本国大使館

[https://www.tr.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/11\\_000001\\_00015.html](https://www.tr.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00015.html)

在カタール日本国大使館

[https://www.qa.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.qa.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

在ドバイ日本国総領事館

[https://www.dubai.uae.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.dubai.uae.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

令和2年6月2日

在チュニジア日本国大使館

9, Rue Apollo XI, Cite Mahrajene, 1082 Tunis, TUNISIE

電話 : +216-71-791-251/ 792-363/ 793-417